

# マイナンバー制度における関係府省の役割分担

## ○内閣府・内閣官房（社会保障改革担当室）

- ・ 法制度の所管（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法））
- ・ マイナンバー制度全般の進捗管理、関係機関等の調整、広報啓発
- ・ マイナンバーの利用範囲の確定、利用拡大の検討
- ・ 情報提供ネットワークシステムの開発等
- ・ マイナポータルの開発・運用

## ○個人情報保護委員会

- ・ 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの作成及び広報啓発等
- ・ 特定個人情報保護評価の規則・指針の作成、特定個人情報保護評価書の受付・承認等

## ○総務省

- ・ 番号法のうち、個人番号の付番、通知カード・マイナンバーカードに関する部分を所管
- ・ 個人番号付番等システムの開発等（地方公共団体情報システム機構に委託）
- ・ 番号法に基づく情報提供ネットワークシステムの設置及び管理
- ・ 地方公共団体のシステム整備に係る予算対応、中間サーバー・ソフトウェアの一括開発等の支援
- ・ マイナンバー制度（地方公共団体分）の進捗管理
- ・ 番号制度に係る地方税関係の運用等の検討
- ・ 情報提供ネットワークシステムの運用

## ○国税庁

- ・ 法人番号の付番業務
- ・ 番号制度に係る国税関係の運用
- ・ 法人番号システム及び番号制度に係る国税情報システムの開発等

## ○厚生労働省

- ・ 番号制度に係る社会保障関連システム（国、地方公共団体等）の改修等
- ・ 番号制度に係る社会保障制度の運用等の検討

## ※内閣官房（IT総合戦略室）

- ・ IT総合戦略本部の事務局として、本部が策定するマイナンバー制度を含むIT戦略の推進・進捗管理等

# マイナンバー制度について

## ◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たなマイナンバー**を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

## ①付番

## ②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み。**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け

## ③本人確認

◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み。

◎個人が自分の**マイナンバーの真正性を証明**するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップにマイナンバーと基本4情報及び顔写真を記載したマイナンバーカードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

